

## 令和4年8月3日からの大雨による災害 上下水道料金減免基準

No.	対象者（上下水道使用者）	被災地域	減免対象水栓	減免の範囲	申請
1	罹災証明書に記載されている氏名で上下水道を使用している方※	全地域	全地域	2か月免除 (8月・9月使用分の基本料金・従量料金の全額)	不要
2	罹災証明書に記載されている住所で上下水道を使用している方※				
3	避難所として活用した町内、集落の集会施設				
4	長期間にわたり避難指示を発令した地区（全戸）	貝 附 花 立 小岩内 川 部	被災地区内		
5	長期間にわたり避難指示を発令した地区（一部）	梨 木 荒 島 笹 川			
6	長期間にわたり断水した地区	高 根 北大平			
7	2か月免除を除く飲料水としての使用を制限した地域 山北地域の一部（芦谷・寒川・越沢・脇川・笹川・桑川・浜新保）	荒川地域の全域 神林地域の全域 山北地域の一部	荒川地域の全域 神林地域の全域 山北地域の一部	1か月減免 (8月使用分の水道料金の基本料金)	
8	罹災証明書が発行されない非住家（法人名義の建物など）※	全地域	全地域	前6か月平均水量を超える部分の水量	必要

※No.1、No.2については、罹災証明書の「住家の被害の程度」の記載が下記のものを対象とします

- ・「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」 ※「被害なし」は対象となりません

※No.1からNo.7は申請を不要とします（No.8のみ申請が必要です）

※No.8 罹災証明書が発行されない非住家（法人名義の建物など）

- ・対象施設：大雨による浸水などで被災した施設で、受水槽の濁水排水や、土砂などの清掃で、通常より多く水道水を使用した施設
- ・対象水量：過去6か月の平均使用水量を超える部分の水量
- ・下記のとおり検針後の検針票で使用水量を確認してから申請してください  
毎月検針及び偶数月検針地区は8月末の検針票の水量を確認してください  
奇数月検針地区は9月末の検針後に検針票の水量を確認してください